

令和 6 年 6 月 26 日
近畿総合通信局

不法無線局の共同取締りで 1 名を摘発

－京都府木津川市の路上で警察署と共同取締りを実施－

近畿総合通信局（局長：菱沼 宏之（ひしぬま ひろゆき））は、令和 6 年 6 月 25 日、京都府木津警察署と共同で車両に開設した不法無線局の取締りを実施しました。

今回の取締りでは、自己の運転する車両に免許を受けずに無線局を開設していた 1 名を電波法違反容疑で摘発しました。

取締り結果は、以下のとおりです。

1 不法無線局の種別及び局数

不法アマチュア無線

1 局

2 被疑者の住所及び年齢

滋賀県大津市在住（55 歳）

3 関係法令及び適用条項

電波法第 4 条（不法開設）

電波法第 110 条第 1 号（1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金）

4 参考事項

近畿総合通信局では、電波利用環境保護のため、今後も捜査機関の協力を得て、不法無線局の取締りを行っていく方針です。

（連絡先）

近畿総合通信局 電波監理部 監視課

担当：市原、南野

電話：06-6942-8523

主な不法無線局の概要と妨害事例

1 不法市民ラジオ — テレビやラジオなどを妨害！ —

日本国内で使うことのできる市民ラジオの空中線電力は 0.5 ワット以下であり総務省の技術基準適合マークが貼り付けられています。

不法市民ラジオの多くは空中線電力が数ワットで、中には、電力増幅器を付加し、数百ワットの出力にした悪質な事例もあります。

〈妨害事例〉 電話の通話や有線音楽放送に雑音が入る。
電子機器 (OA 機器、医療機器など) が誤作動する。
漁業用無線が使えなくなる。



技術基準適合証明等のマーク



不法市民ラジオ送受信機

2 不法パーソナル無線 — 携帯電話などを妨害！ —

パーソナル無線は、平成 27 年 11 月 30 日をもって免許制度が終了しており新たに無線局の免許が付与されることはありません。

また、すべてのパーソナル無線の免許期限が満了しており、有効な免許を持ったパーソナル無線は存在していません。

車両などに設置してあるパーソナル無線は、すべて不法パーソナル無線となります。

〈妨害事例〉 携帯電話が使えなくなる。

3 不法アマチュア無線 — 消防、防災、放送などの重要な無線通信を妨害！ —



アマチュア無線を使うためには、無線従事者資格と無線局の両方の免許が必要です。

不法アマチュア無線の中には、アマチュア無線用に決められた周波数帯以外の周波数を使用できるように改造して、他の無線通信に妨害を与える悪質な事例もあります。

〈妨害事例〉 重要な無線通信（警察用無線、消防・救急用無線、放送など）を妨害し、人命の安全、財産の保護などに係る活動が阻害される。